

学割の利用（『学校学生生徒旅客運賃割引証』の発行）

《学割証の交付申請について》

学割証（＝『学校学生生徒旅客運賃割引証（通信教育学校用）』）とは、通信教育で学ぶ学生がスクーリングや試験等の学校行事（旅行等の用途では利用できません）に限りJR・近畿日本鉄道を利用する場合に、乗車券を2割引で購入できる割引証です。JRでは片道の乗車距離が100km、近畿日本鉄道では101kmを超えている区間のみ発行されます。（割引の対象は普通乗車券の運賃のみです。特急券・指定席券・グリーン券・寝台券・回数券等は対象外です。）

学割証については独立行政法人日本学生支援機構並びに各交通機関により定められており、それに従い、以下の条件に該当している方のみ、本人の申請をもとに本学より交付します。

【学割証交付申請の注意事項】

- ①各交通機関の規程により、交付できない場合があります。
- ②学割証を利用するよりも、他の割引クーポン・回数券等を利用した方がより経済的な場合があります。詳しくは申請する前に各自で各交通機関へお問い合わせ下さい。
- ③学割証の有効期間は、試験日やスクーリング受講開始日の10日前から終了日の5日後までです。申請されてから交付・返送するまでには時間を要しますので、座席の指定された列車等への乗車を希望する場合は、学割証の到着を待たずに、先に指定券のみ購入して下さい。
- ④諸事情により使用しなかった学割証は、必ず学割係まで返却すること。各交通機関の規程により当該目的以外での使用は禁じられています。
- ⑤発行者に無断で使用者が記載事項を訂正することはできません。記載事項を訂正したい場合は、発行者に申し出、その箇所に発行者の職印がなければ使用できません。
- ⑥発行者に無断で使用者が記載事項を訂正した場合やまたそれを使用した場合は不正使用となり、以降の本学での発行を停止いたします。

【学割証交付の申請条件】

- 上記【学割証交付申請の注意事項】①～⑥を熟読・了承した正科生である。（各交通機関の規程により科目等履修生・特修生は利用できません）
- 利用の目的が、本学通信教育部の授業や単位修得に関わる行事（スクーリング・試験・実習・追試験・式典等）に参加するためである。旅行等の用途では利用できません。
- 移動については原則、自宅から本学または本学外で実施するスクーリングや試験会場までの最短経路（原則、往復とも同一の区間・経路）とします。ただし最短経路内において通勤や通学定期券を持っている場合はその区間を除くことができる。
- 移動にはJR・近畿日本鉄道を利用し、利用区間内において1つの会社線だけで片道の乗車距離が連続して100km（近畿日本鉄道は101km）を超えている。（複数の交通機関を乗り継いで利用する場合でも、それらの合計ではなく、1つの会社線で片道の乗車距離が連続して100km（近畿日本鉄道は101km）を超えている区間のみ交付する。片道の乗車距離が連続して100km（近畿日本鉄道は101km）を超えない区間は適用外となります。）
- JR・近畿日本鉄道以外の鉄道においては、営業キロが100kmに満たないため交付できません。
- 高速バスや船舶でも利用できる場合があります。利用の可否については申請する前に各自で各交通機関までお問い合わせ下さい。
- 申請条件が1つでも満たされていない場合は受付せず、同封の返信用封筒にて交付願を返却します。

【申請書類の記入について】

前項の【学割証交付の申請条件】を満たしている方でスクーリングを受講する際に使用する学割証を希望する学生は、『学割証交付願』を用い、後述の記入例を参考に必要事項を正確に記入の上、返信用封筒（必ず、宛先を明記・82円切手を貼付のこと）を同封して、第1種郵便にて所定の期日までに通信教育部学割係まで提出して下さい。また、その際にはス

クーリング受講期間途中での一時帰宅等による利用も含め、必要分の全てを事前（提出期間内）に申し込むこと。

学割証交付願の提出者は、前頁の【学割証交付申請の注意事項】①～⑥を熟読・了承されたものとみなします。

【提出書類】

①『学割証交付願』[スクーリングを受講する際に使用する学割証を申請する場合は、スクーリング用を使用すること。
用紙の記入については本書と用紙裏面の注意事項を熟読した上で、後述の記入例を参考にして
正確に記入すること。]

②『返信用封筒』[必ず、宛先を明記・82円切手を貼付のこと。]

※推奨する封筒のサイズは長形3号(120×235ミリ)。もしくは長形4号(90×205ミリ)でも可。

〔注意事項〕

学割証は原則として自宅から本学または本学外で実施するスクーリングや試験会場までの最短経路の往復乗車券分1枚として発行しますのでたとえ片道2枚での申請であったとしても往復1枚での発行が可能であると判断した場合は、往復乗車券分1枚として発行致します。またスクーリング受講期間が長くなると電鉄会社が定める下表往復乗車券の有効期間を超える場合がありますので、片道乗車券分2枚の発行となります。

JR乗車券の有効期間は次の通りです。

乗車距離		200 kmまで	400 kmまで	600 kmまで	800 kmまで	1,000 kmまで	1,200 kmまで
有効期間	片道	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	往復	4日	6日	8日	10日	12日	14日

※往復は片道と同一の経路に限ります。また往復乗車券1枚として発行された学割証では、片道乗車券1枚のみを購入することはできません。

近畿日本鉄道の乗車券有効期間は、往路は使用日当日、復路は往路使用日とその翌日までです。よって往路使用日と復路使用日が3日以上にまたがる場合は片道乗車券分2枚の発行となります。

【提出期間】

- *夏期
 - *冬期
 - *春期
 - *週末
 - *学外
- スクーリング受講手続き書類提出期限（必着）に準じる。
- 予備登録提出者に対して個別に通知する「受講登録の手続き」書類に記載の書類提出期限（必着）に準じる。

【提出（送付）先】

『学割証交付願』と返信用封筒（宛先を明記・84円切手貼付）を第1種郵便にて所定の期日までに下記宛で送付してください。

〒585-8525 大阪府南河内郡河南町東山469

大阪芸術大学短期大学部 通信教育部 スクーリング学割係 行

【学割証の交付について】

申請者のスクーリング受講の許可が確認できた方に対して、乗車券の割引購入のための『学割証』を交付し、提出された返信用封筒にてその宛先へ利用日の14日前をめどに郵送します。学割証を使って乗車券を購入する際には学生証の提示が必要です。

〔注意事項〕

- 返信用封筒（宛先等明記・82円切手貼付）の提出なき場合、送付しません。
- 諸事情により使用しなかった学割証は、必ず学割係まで返却すること。各交通機関の規程により当該目的以外での使用は禁じられています。

〔 記 入 例 〕

学割証交付願 (スクーリング用) 兼発行台帳

学生番号	NJ□□998	学年	2 年	フリガナ	ダイゲイ ミチコ	年齢	20 歳
氏名	大 芸 通 子						
現住所	〒 422 - 9999 Tel(054) ○○○ - ×××× 静岡県静岡市駿河区○○町△番地×号						
E-mail	geitannomichiko @dokomo.co.jp [電話連絡がとれない場合に用います]						
使用目的	(夏期・冬期・春期・週末・学外) スクーリングの受講						
受講会場	本学(大阪学舎・伊丹学舎・大阪芸術大学)他()						
科目名	科目コード	受講期間					
乳児保育	【 1322 】	7 月 27 日 ~ 7 月 28 日					
保育・教育内容総論	【 1228 】	8 月 12 日 ~ 8 月 14 日					
人間関係指導法	【 1222 】	8 月 15 日 ~ 8 月 16 日					
	【 】	月 日 ~ 月 日					
	【 】	月 日 ~ 月 日					
	【 】	月 日 ~ 月 日					
	【 】	月 日 ~ 月 日					
	【 】	月 日 ~ 月 日					
	【 】	月 日 ~ 月 日					
乗車区間	往路	鉄道 線 静岡 駅から(経由) JR東海 バス 船舶 線 大阪 駅まで(経由)					
	復路	JR 鉄道 大阪環状 線 天王寺 駅から(新大阪 経由) バス 船舶 東海道 線 東静岡 駅まで(経由)					
種類	乗車日	7 / 26	7 / 28	8 / 11	8 / 16	/	/
	往復・片道	往復(片道)	往復(片道)	往復(片道)	往復(片道)	往復・片道	往復・片道
	発行枚数	1 枚	1 枚	1 枚	1 枚	枚	枚

- * 申請の前に裏面の注意事項及び「スクーリングのしおり」を必ずお読み下さい。
- * 1枚の交付願で申請できるのは6枚までです。それ以上となる場合は別の交付願を用いること。
- * 太枠内のみ記入して下さい。 * 用紙が不足する場合は、コピーして使用して下さい。
- * 返信用封筒(宛名明記・82円切手貼付)を同封して第1種郵便物として送付して下さい。

発行番号	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道	往復・片道
	契印	契印	契印	契印	契印	契印
受付	作成		発送			